

（警音器）

第295条 警音器の警報音発生装置の音色、音量等に関し、保安基準第66条の12第2項の告示で定める基準は、協定規則第28号の規則6. に定める基準を準用する。ただし、空気式及び電動空気式の警音器以外の警音器の警報発生装置にあつては、適当な音響を発するものであればよい。

2 警音器の音色、音量等に関し、保安基準第66条の12第3項の告示で定める基準は、協定規則第28号の規則14. に定める基準を準用する。ただし、空気式及び電動空気式の警音器以外の警音器にあつては、適当な音響を発するものであればよい。